

ディプロマ・ポリシー（卒業の認定方針）

●教育理念

ミスパリ学園の教育理念である「美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成」を基に、エステティシャン・美容師・アイリスト・ネイリスト等の一流の技術と一流の接客を主とする職業専門家を育成し、その意義をもって社会に貢献する事を目的としている。

●ディプロマ・ポリシー

- ・ホスピタリティを提供できるサービスマナーを身に付けている
- ・美のプロフェッショナルとして必要な知識と技術を身に付けている
- ・社会が求める真のプロフェッショナルとして人間力と自立心を身に付けている

目指す資質・能力

・美容学科

美容師国家資格合格率 100%を目指す美容学科では、カットやパーマなど美容師になるための理論・技術習得はもとより、メイク、ネイルやエステティックなどを幅広く学び、最高の美をプロデュースできる力を身につけている。2年次から自分が興味を持った分野をより専門的に学ぶことができ、即戦力として活躍し社会に貢献の出来る人材の育成を目的とする。

・トータルビューティ学科

フェイシャルやボディケアなどお客様の美しさを引き出す知識や技術、「おもてなし＝ホスピタリティ」を提供できるサービスマナーなどを総合的に学び、卒業時までセラピストとして必要な力を身につけている。企業と連携した実践的なカリキュラムによるセラピストの育成の他、化粧品メーカーやメディカルサロン、ホテルなど幅広い業界で活躍できる人材育成を目的とする。

・上級エステティック学科

1年間の短期集中でエステティックの基礎から応用技術まで学び、上級資格を含む7の資格取得を目指します。技術・理論はもちろん、学生運営サロンや実習を通じてサロンワークを総合的に習得し、1年後には即戦力として活躍できるプロフェッショナルの育成を目的とする。

・エステティックマスター学科

エステティック経験者が学ぶ、スペシャリストへの道。目指すのは、世界の高級サロンや一流ホテルで活躍できるスペシャリスト。最高峰の技術に加えて理論に基づいた知識を学び、高い対応力を身に付ける人材育成を目的とする。

進級・卒業の認定の流れと要件

●認定の流れ

卒業及び進級の認定については進級・卒業認定審査にて行っている。この審査では個人ごとの評価判定資料を基に進級・卒業の要件に則り、評価項目で基準に達している事を条件に認定を行う。

- ・評価判定資料：・定期試験結果　・出席率　・資格の取得　・学費納入状況　等
- ・進級・卒業に関する認定要件は「学生の手引き」記載の元、学生に公表している。

●卒業の認定に係る要件

当校の進級・卒業認定については、学則及び学生の手引きにて卒業・付与について規定をしている

<学則規程>

(課程修了の認定及び卒業)

第29条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 学生は、第5条表中の各科いずれかに在籍し、かつ、修業年限在学し、別表1-1から別表1-4に定める授業時間数を修了した者を卒業とする。
- 3 授業科目の終了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実習・実技等については進級時並びに卒業時に技術認定試験を行う。
- 4 トータルビューティ学科、または美容学科の課程を修了した者については、「専門士」(衛生専門課程)の称号を付与する。

(追・再試験)

第30条 疾病その他やむを得ず所定の試験に欠席した者に対して追・再試験によって認定を行うことが出来る。

<学生の手引き内規程>

単位、成績、進級・卒業

① 単位認定に関して

- ・履修：学校の定める各科目の出席必要時間数（履修時間）を満たしていること。
- ・技術評価：学校の定める基準を満たしていること。
- ・理論評価：学校の定める基準を満たしていること。
- ・授業態度：良好な状況で授業を受けていること。

尚、単位の認定後に不正行為等を学校が確認した場合（カンニング・レポートの代理作成等）は、学生の取得した単位を無効とし、懲戒指導を科す。

② 成績評価

学習成績の評価は試験成績、実習成果、履修状況及び学習態度等を考慮し、総合的に行う。

成績評価は100点法、評定は次の評点区分により行う。

評点区分	100～90点	89～80点	79～70点	追試験合格	不合格
評定	A	B	C	D	E

③ 進級・卒業

授業への出席率が各学科とも90%以上（履修）、且つ前期・後期試験で合格した者に当該科目の単位取得を認める（修得）。

進級・卒業の認定条件は、当該学年毎の「必修授業時間数の履修」及び前期・後期における「全科目の修得」とする。

（1）授業出席と未履修者の補講

各授業の出席率は各学科とも90%以上でなければならない（履修条件）。

○各学科在籍者で、出席率が履修条件に満たない者（未履修者）は補講申請を行わなければならない。

*補講申請 → 審査・承認 → 学校が定めた期間の補講（不足授業時間の補完）

補講を完了した者は追試験の受験ができる。補講は当該年度内の実施とする。

不足授業時間数を補いきれない場合は、再履修となり進級・卒業は延期される。

補講料金は別途徴収する。

（2）再試験

前期試験・後期試験の不合格者（成績の評点が70点未満の者）は、それぞれの再試験に合格しなければならない。再試験で合格した場合の評定はDとする。再試験料金は別途徴収する。

（3）追試験

やむを得ない傷病、忌引き、就職試験等により、定期試験を受験できなかった場合、追試験を受けることができる。追試験を受験するには欠席事由に係る証明書を学校に提出しなければならない。追試験料は発生しない。